

自動引落

「じふり」決済会員規約

(会員規約をよくお読みください。)

第1条 (制度の概要)

本制度は会員が東芝テックソリューションサービス株式会社（以下「甲」という）から商品の購入又はサービスの提供を受けるに際し、都度の代金決済に代えて、その商品代金等を甲の提携するSMBCファイナンスサービス株式会社（以下「乙」という）が会員に代わって甲に立替払することを委託し、乙はこれを受託して乙所定の方法により甲に立替払し、会員から立替金の支払を受ける制度（以下「本制度」という）です。ただし、会員の信用状況によって乙は何ら通知・催告を要せず立替払を停止することができます。

第2条 (会員)

1. 本規約を承認の上甲に対して入会申込みをし、乙の審査により適格と認められた方を会員とします。なお、乙が入会を認めた時に、本制度に係る基本契約が成立するものとします。
2. 申込人（入会希望者）は乙の審査に協力するものとします。

第3条 (利用限度額)

1. 立替払の利用限度額は乙が審査し、甲を通じて会員に通知するものとします。ただし、乙が必要と認めた場合は、いつでも利用限度額を変更できるものとします。
2. 会員及び甲は利用限度額を遵守するものとします。なお、利用限度額を超過した場合でも本規約の各条項に従うものとします。
3. 会員が利用限度額の変更を希望する場合は、甲に申し出て乙が審査決定するものとします。

第4条 (商品等の購入)

1. 会員は甲に対し電話、ファックス、インターネット等により商品の購入又はサービスの提供を申込みするものとします。この場合、会員は本制度を利用して代金を決済するものとします。会員は甲が会員に対する請求データを乙に提出した時に、会員の利用申込があったものとします。
2. 会員は、購入商品を受領した場合には遅滞なくこれを検査し、直ちに物品受領書に捺印の上、甲に返送するものとします。
3. 会員は、万一明細書と購入商品等が一致しない場合には、直ちに甲に連絡し、対応等を協議するものとします。

第5条 (利用代金の決済)

1. 会員の利用代金は乙が毎月末日に締め切り、会員は表記金融機関の預金口座からの自動振替により翌月から毎月26日（金融機関休業日の場合は翌営業日、以下「支払期日」という）に第2項に定める支払方法により乙に支払うものとします。乙は、毎月の支払に係わる利用代金明細書を支払期日までに会員の届出住所あてに送付し通知します。
2. 本制度の支払金の支払方法は、利用月の翌月1回払、回数指定分割払のうちから会員が本制度利用の際に指定した方法によるものとします。
3. 翌月1回払、回数指定分割払を指定した場合の支払回数、支払期間、実質年率、分割払手数料は下表のとおりとなります。

利用代金100,000円 12回払

分割払手数料

$100,000円 \times 8.00円 / 100円 = 8,000円$

支払金合計

$100,000円 + 8,000円 = 108,000円$

第1回目支払額 9,000円

第2回目以降支払額 9,000円

第6条 (遅延損害金)

1. 会員が、支払金の支払を遅滞した場合は、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対し、次の年率（1年を365日とする日割計算。以下同じ）を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

（1） 支払回数が3回以上であり、かつ割賦販売法の定める指定商品、指定権利、指定役務に関する取引については、当該支払金に対し、年14.6%を乗じた額と当該支払金の残全額に対し、法定利率を乗じた額のいずれか低い額。ただし、割賦販売法の定める指定権利、指定役務に関する取引が商行為となる場合を除く。

（2） 支払回数が3回未満、又は支払回数が3回以上であっても割賦販売法に定めのない商品、権利、役務に関する取引については、当該支払金に対し、年14.6%を乗じた額。ただし、商行為となる場合を除く。

（3） 上記（1）及び（2）のただし書に関する取引については、当該支払金に対し、年14.6%を乗じた額。

2. 会員が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益の喪失の日から完済の日に至るまで利用代金の残全額に対し、次の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

（1） 前項（1）の取引については、利用代金の残全額に対し、法定利率を乗じた額。

（2） 前項（2）の取引については、利用代金の残全額に対し、年14.6%を乗じた額。

（3） 前項（3）の取引については、利用代金の残全額に対し、年14.6%を乗じた額。

第7条（公租公課・費用等の負担）

1. 会員は、名義のいかんにかかわらず、商品等の取得・所有・保有・使用及び提供を受ける役務並びにその他契約の締結及び履行等に係る一切の公租公課（消費税等を含む。以下同じ）を負担するものとします。また、契約の途中で公租公課に変更がある場合は、当該公租公課の増額分を負担するものとします。

2. 会員は、乙が商品等を引き取ったことにより乙から支払を受ける消費税がある場合には、その消費税相当額を乙が会員の債務の内金弁済として任意に充当することに同意します。

3. 会員は、次の費用を負担します。

（1） 会員が乙に対する支払に要する送金手数料等。

（2） 支払を遅滞したことにより、乙が再度金融機関に口座振替等の手続をしたとき、又は乙が会員に振込用紙を送付したときは、各手続1回につき330円（税込）。

（3） 乙が訪問集金をしたときは、1回につき1,100円（税込）。

（4） 乙が会員に対し書面による催告をしたときは、当該催告に要した実費。

第8条（支払金等の充当順位）

会員の返済した金額が、本規約及びその他の取引に基づき乙に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは会員への通知なくして、乙の認める順序、方法によりいずれの債務に充当しても異議ないものとします。

第9条（商品等の所有権留保に伴う特約）

商品等の所有権は、乙が甲に立替払したことにより甲から乙に移転し、本規約に基づく債務が完済されるまで乙に留保されることを会員は承諾します。

第10条（甲との紛議）

購入した商品又はサービスに関する紛議は、すべて会員と甲において解決するものとし、会員はこれを理由に本規約上の債務の支払を怠ることができないものとします。

第11条（利用停止及び会員資格の取消）

1. 乙は、会員が次のいずれかに該当した場合、あるいは乙において会員として不適格と判断した場合は、乙は、会員に通知することなく本制度の利用を停止し、又は会員資格を取り消すことができるものとします。資格が取り消し又は一時停止された場合は、本制度を利用しての甲からの商品購入もできないものとします。

（1） 乙に対して虚偽の申告をしたとき。

（2） 本規約に違反したとき。

（3） 本規約に基づく債務又は乙と会員とのその他の取引に基づく債務の履行を怠ったとき。

（4） 期限の利益の喪失事由のいずれかに該当したとき。

(5) 乙若しくは個人情報情報機関の情報等により会員の信用状態に重大な変化が生じ、又は生じるおそれがあると乙が判断したとき。

(6) 本制度の利用状況が不適當又は不審があると乙が判断したとき。

(7) 関係法令、規則、通達、ガイドライン等の定めにより、乙が本制度の利用を停止する義務を負うとき。

(8) 会員への通知、連絡が不能と乙が判断したとき。

(9) その他乙が会員として不適當と判断したとき。

2. 会員は、資格が取り消し又は一時停止された事実、及び本規約に基づく債務の支払いを遅滞したときはその延滞の事実を、乙が甲に通知することを、あらかじめ承諾するものとします。

第12条（期限の利益の喪失）

1. 会員が次の各号のいずれかの事由に該当したときは、支払期日にかかわらず、当然に期限の利益を失い、会員は、直ちに本制度利用により乙に対して負担する債務全額を支払うものとします。この場合、会員は乙の請求により商品等及び担保物件を引き揚げられても異議ないものとします。

(1) 乙に対する支払を1回でも遅滞したとき。

(2) 差押、仮差押、保全差押、仮処分申立又は滞納処分を受けたとき。

(3) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産手続きの申立を受け、若しくは自ら申立てたとき。

(4) 債務整理のための法的手続きの申立があったとき。

(5) 債務整理（任意整理を含む。以下同じ）を開始する旨、又は債務整理のため弁護士等に依頼した旨を当社に通知したとき。

(6) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払を停止したとき。

(7) 会員資格を取消されたとき。

2. 会員は、前項に該当し、本制度利用により乙に対して負担する債務全額を支払う場合には、乙の本社、支店、営業所、センターへ持参又は送金して支払うものとします。ただし、乙が認めた場合は、再度口座振替により支払うことができるものとします。

第13条（相殺）

期限の到来、期限の利益の喪失、その他の事由により会員が乙に対する債務を履行しなければならない場合には、当該債務と会員が乙に対して有する債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも乙は、会員への通知なくして相殺することができるものとします。

第14条（清算）

会員は、乙の要求により商品等を返還した場合は、必ずしも法定の手続によらず一般に適當と認められる方法、時期、価格等により乙において取立て又は処分の上、その取得金から諸費用を差し引いた残額を、所定の順序にかかわらず債務の返済に充当されても異議ないものとし、なお、残債務があるときは直ちに返済するものとします。

第15条（退会）

会員は乙所定の退会届を提出し、本制度に基づく債務の完済後退会できるものとします。

第16条（届出事項の変更）

1. 会員は名称・所在地・連絡先・事業内容・利用代金の決済口座、その他法令に基づく乙への届出事項等に変更があったときは、直ちに甲及び乙に届け出るものとします。

2. 前項の届出を怠ったため、甲又は乙からの通知又は送付された書類が延着又は不到着となったときは、通常到着すべき時に到着したものとします。

第17条（報告及び調査）

1. 会員は、財産・経営状況について乙から請求があったときは、直ちに報告し、又は調査に必要な便宜を提供するものとします。

2. 会員は、財産・経営状況について重大な変化が生じたとき又は生じるおそれがあるときは、乙から請求がなくても直ちに

報告するものとします。

第18条（債権譲渡）

会員は、乙が本規約に基づく債権の全部又は一部を必要に応じ第三者に譲渡することをあらかじめ承諾するものとします。

第19条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約に基づく取引について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、乙の本社、支店、営業所、センターの所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第20条（規約の変更）

乙は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、乙のホームページに公表その他相当の方法で会員に周知することにより、本規約を変更できるものとします。ただし、利用限度額の増減額等、諸条件の変更に関し通知・公表の有無・方法が定められている場合、その条項に従うものとします。

第21条（反社会的勢力との取引の排除）

1. 会員（本条においては入会申込者を含む）は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団。
- (2) 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者。
- (3) 暴力団準構成員。
- (4) 暴力団関係企業。
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等。
- (6) 前各号の共生者。
- (7) その他前各号に準ずる者。

2. 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

- (1) 暴力的な要求行為。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて乙の信用を毀損し、又は乙の業務を妨害する行為。
- (5) その他前各号に準ずる行為。

3. 乙は、会員が第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、乙と会員とのその他の取引についても通知・催告等をせずに会員資格を取消し、又は解除することができるものとします。

第22条（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止）

1. 会員（本条においては入会申込者を含む）は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) テロリスト等、日本政府または外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者
- (2) その他前号に準ずる者

2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- (1) マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると疑われる行為
- (2) その他前号に準ずる行為

3. 乙は、会員の情報並びに具体的な利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることができるものとします。会員から正当な理由なく指定した期限までに回答がなかった場合には、本制度の利用を一時的に停止することができるものとします。

4. 前項の求めに対する会員の回答、具体的な利用内容、会員の説明内容並びにその他の事情を考慮して、乙がマネー・

ローンダリング、テロ資金供与、若しくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本制度の利用を一時的に停止することができるものとします。

5.前二項の定めによる本制度の利用の一時的な停止は、会員からの説明等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと乙が認める場合、乙は利用の停止を解除するものとします。

6.乙は、会員が第1項各号のいずれかに該当し、若しくは第2項各号のいずれかに該当する行為をした場合、第1項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は本制度その他の取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、若しくはそのおそれがあると合理的に認められる場合、そのすべてについて通知・催告等をせずに会員資格を取り消し、又は解除することができるものとします。

【ご相談窓口】

1. サービス等についてのお問い合わせ・ご相談は表記販売会社の各サービスステーションへご連絡ください。
2. 本規約についてのお問い合わせ・ご相談は、下記信販会社までご連絡ください。

SMBCファイナンスサービス株式会社

お客さま相談室

※お電話はカスタマーセンターにて承ります。

電話番号：050-3827-0375

受付時間：9：30～17：00（1月1日休み）